

南島原市監査委員公表第 2 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和 8 年 3 月 5 日

南島原市監査委員 伊 藤 幸 雄

南島原市監査委員 小 嶋 光 明

# 財政援助団体等の監査結果報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項に基づく財政援助団体等に対する監査

## 第2 監査の対象

- 1 対象団体 島原深江土地改良区  
所管部課 農林水産部 農村整備課
- 2 対象団体 南島原土地改良区  
所管部課 農林水産部 農村整備課

## 第3 監査の着眼点

- 1 所管課関係
  - (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
  - (2) 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
  - (3) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
  - (4) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
  - (5) 対象団体の事務が所管課内部で行われていないか。
- 2 土地改良区関係
  - (1) 補助金交付申請、補助金の請求及び受領は適時に行われているか。
  - (2) 事業計画書、予算書、決算書等と所管課へ提出した内容は符号するか。
  - (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され十分効果が上げられているか。
  - (4) 補助金が対象事業以外に流用されていないか。
  - (5) 補助金にかかる収支の会計経理は適正か。
  - (6) 精算報告は実績報告書等により適正に行われているか。

## 第4 監査の実施方法

- 1 期間  
令和7年12月8日から令和8年3月4日まで
- 2 範囲  
監査対象団体が、令和5年度及び令和6年度に執行した補助金にかかる出納その他事務
- 3 方法  
監査対象団体及び所管部課に対し、事前に監査調書及び関係書類の提出を求め、監査の着眼点に基づき検査照合による書類審査を行うとともに、令和8年2月3日に監査対象団体の事務所に出向き、監査対象団体役職員及び所管部課職員から説明を聴取し現地調査を行った。

## 第5 団体の概要 (令和7年12月1日現在)

### 1 名称 島原深江土地改良区

- (1) 代表者 理事長 永田 光臣
- (2) 所在地 島原市中安徳町丁 1752 番地 1
- (3) 設立認可日 平成 6 年 5 月 27 日
- (4) 設立目的

農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業生産の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

### (5) 組織

- ア 組合員 712 名
- イ 役員等 理事 14 名 (うち理事長 1 名、副理事長 1 名)、監事 4 名
- ウ 事務局 事務局長 1 名、事務局員 2 名

### (6) 事業概要

島原深江地区県営畑地帯総合整備事業及び同県営農地災害関連区画整備事業並びに大野木場地区県営農地災害関連区画整備事業の用排水施設、農道区画整備並びに付帯施設の工事及び維持管理

### 2 名称 南島原土地改良区

- (1) 代表者 理事長 志岐 好春
- (2) 所在地 南島原市北有馬町戊 2749 番地
- (3) 設立認可日 令和 4 年 2 月 1 日
- (4) 設立目的

農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

### (5) 組織

- ア 組合員 1,980 名
- イ 役員等 理事 18 名 (うち理事長 1 名、副理事長 1 名、員外理事 2 名)、監事 3 名 (うち、員外監事 1 名)
- ウ 事務局 事務局長 1 名、事務局員 10 名

### (6) 事業概要

ア 県営土地改良事業 (区画整理・農業用排水) により造成された農業用排水施設及び農業用道路の維持管理

イ 県営土地改良事業 (かんがい排水) により造成された農業用水施設の維持管理

ウ 団体営土地改良事業 (区画整理・農業用排水) により造成された農業用排水施設及び農業用道路の維持管理

エ 団体営土地改良事業 (かんがい排水) により造成された農業用水施設の維持管理

- オ 地区全域にわたる農地保全事業
- カ 有馬干拓地区における排水施設、樋門及び潮遊池の維持管理
- キ 農業用排水施設の維持、更新事業
- ク 農業用道路の維持、更新事業
- ケ 区画整理、客土、暗渠排水
- コ 土地改良施設及び農用地の災害復旧並びに土地改良施設の突発事故被害の復旧
- サ 前記ア～コの事業に附帯する次に掲げる事業
  - (ア) 農地中間管理機構からの委託事業
  - (イ) 農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う南島原保全広域協定運営委員会に参画して行う当該事業及び当該組織からの委託事業

## 第6 財政援助等の内容

令和5年度及び令和6年度において、市が各土地改良区に対して支出した補助金は次のとおりである。

### 1 補助金交付確定額

#### (1) 島原深江土地改良区

単位：円

補助金名称	令和5年度	令和6年度
南島原市土地改良区等運営費補助金	2,000,023	1,904,000
島原・深江地区	1,904,000	1,904,000
電気料金高騰対策支援事業補助金	96,023	—
南島原市農業水利施設ストックマネジメント事業補助金 (島原深江(団)地区)	—	10,752,500
合計	2,000,023	12,656,500

(2) 南島原土地改良区

単位：円

補助金名称	令和5年度	令和6年度
南島原市土地改良区等運営費補助金	17,804,000	15,524,000
南島原市排水機場運営支援補助金	1,150,000	1,300,000
南島原市土地改良区等推進費補助金	2,368,000	1,416,000
南島原市営農施設移転等事業補助金（馬場地区）	106,000	22,000
南島原市農業水利施設ストックマネジメント事業補助金	6,300,000	12,500,000
R5 南島原第1期	6,300,000	—
R6 南島原第2期	—	2,300,000
清谷(団)地区	—	10,200,000
南島原市農業経営高度化支援事業補助金	39,950,000	9,960,000
空池原地区	20,000,000	9,960,000
諏訪地区	19,935,000	—
土地利用調査・調整事業：津波見地区	15,000	—
南島原市農地耕作条件改善事業補助金（加津佐西部地区）	2,271,000	—
南島原市石材等運搬事業補助金	—	38,732,000
馬場地区	—	19,307,000
津波見地区	—	19,425,000
合計	69,949,000	79,454,000

※補助金名称は、交付決定書の事業名を表記している。

2 補助金支出の根拠

- (1) 法第232条の2
- (2) 南島原市補助金等交付規則
- (3) 南島原市営農施設移転等事業補助金交付要綱
- (4) 南島原市石材等運搬事業補助金交付要綱
- (5) 南島原市土地改良区等運営費補助金交付要綱

- (6) 南島原市土地改良区等推進費補助金交付要綱
- (7) 南島原市農林水産部農林課及び農村整備課所管の国庫及び県費関係補助金等交付要綱
- (8) 南島原市排水機場運営支援補助金交付要綱
- (9) 南島原市農地耕作条件改善事業補助金交付要綱
- (10) 長崎県農業水利施設ストックマネジメント事業補助金実施要項
- (11) 長崎県農業経営高度化支援事業補助金実施要項

## 第7 監査の結果

補助金にかかる出納その他の事務の執行状況等について、本書第3の監査の着眼点に基づき監査を行った結果、補助事業は補助の目的及び計画に沿って行われており、補助金にかかる会計事務は適正であると認められる。また、所管部課による補助金交付の決定及び手続についても適正になされていると認められる。

対象団体においては、農業生産の基盤の整備及び維持管理により、農業の活性化に貢献していただいております。さらなる事業の充実と成果に期待したい。今後とも、本市の農業生産の向上及び農業構造の改善に寄与することを目的とした補助金の効果的な活用に努められたい。

所管部課においては、対象団体の事業実績及び財務状況を十分把握したうえで、土地改良事業にかかる取り組みについて連携をさらに強化し、要綱を遵守した補助金の有効活用について、適切に指導監督を行っていただきたい。

## 意見付与

今後の団体運営に資するため次のとおり意見を述べる。

総会については、年に1回、3月に実施していることから、事業報告及び決算の確定が翌年度末となっている。本市から補助金を受けていることを踏まえ、決議方法も含め、できるだけ早期に事業報告及び決算を確定できるよう検討されたい。